

健発 0 3 1 3 第 1 号
平成 30 年 3 月 13 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」の
改定について

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）に基づく、全国がん登録情報等の、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置については、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」（平成 28 年 6 月 27 日付け健発 0627 第 4 号厚生労働省健康局長通知「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアルについて」別添）（以下「旧マニュアル」という。）に基づき安全管理措置を講じていただいているところである。

今般、別添の通り、がん登録オンラインシステムが導入されたこと等を踏まえ、旧マニュアルを改定し、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル 第 1 版改定版」（以下「新マニュアル」という。）を定めたので、貴職におかれては、別添の新マニュアルの内容を十分了知の上、都道府県がん登録室等における安全管理措置について、遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の発出に伴い、平成 28 年 6 月 27 日付け健発 0627 第 4 号厚生労働省健康局長通知「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアルについて」は、廃止する。